

和泉市シェアサイクルの利用・普及促進に向けた 公有地貸出先等の協定事業者の募集要領

1. 目的

市民及び市内への来訪者に対し、自転車の共同利用サービス（シェアサイクル）を提供することにより、商業施設、観光施設等への交通アクセスの利便性の向上を図り、来訪促進事業の推進及び公共交通の機能補完に資することを目的とする。

2. 募集要領

仕様書に定める事業が履行可能な提案者を募集し、企画提案書の提出を受け、審査委員会を実施した上で、当該事業の履行に最も適した候補者を選定する。審査にあたっては、実績、運営能力及び事業計画内容等を勘案し、総合的な見地から判断する。

その後、優先交渉権者と協議の上、事業内容を精査し、協定を締結して公有地貸出等を実施する。

3. 事業概要

- (1) 事業名 : 和泉市シェアサイクル事業
- (2) 事業内容 : 別添「和泉市シェアサイクルの利用・普及促進に向けた公有地貸出先等の事業者の募集仕様書」のとおり
- (3) 実施期間 : 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
- (4) 実施エリア : 和泉市全域

4. 参加資格

企画提案に参加できる者（提案者となろうとする者）は、参加表明書提出時点において、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 法人格を有していること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱に基づく指名停止措置又は指名回避措置を受けていないこと。
- (4) 大阪府において法令違反等を理由とした入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 事業者、事業者の役員又は従業員（以下「事業者関係者」という。）が過去10年間において、暴力団（暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図り、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力もしくは関与している者でないこと。

- (6) 暴力団員が経営する建設業者又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者及びこれらに準ずる者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定による更正手続開始の申し立てを含む。以下「更正手続開始の申し立て」という。）をしている者又は申し立てをなしている者でないこと。ただし、同法第 41 条第 1 項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあたっては、更正手続開始の申し立てをしなかった者又は更正手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 国税の未納がないこと。また、本店、支店、営業所等が和泉市内に存する場合は、直近 2 年間の市税の未納がないこと。
- (10) これまでに同種の業務を 1 回以上実施した経験があること。

5. 選定方法

- (1) 企画提案への参加者（以下「企画提案者」という。）は、本要領等に基づき、企画提案書を提出する。
- (2) 提案書は、正本 1 部と会社名を黒塗りにし、会社名等が特定できないようにした副本 5 部を提出すること。
- (3) 選定期間中において、他の参加事業者の情報は一切提供しない。
- (4) 優先交渉権者となった場合は、速やかに市と協議を行い、協議事項について議事録を作成し市の承認を受けること。優先交渉権者との交渉が不調となった場合は、次点交渉権者と協議を行うものとする。
- (5) 企画提案者が 1 者のみの場合においても審査を行い、各審査員の合計得点が全体の 6 割に達した場合は選定するものとし、6 割に満たない場合は失格とする。

6. スケジュール

	実施内容	実施期間または期限
1	実施要領等関係図書の公表	令和8年1月26日（月）
2	参加表明書の提出期限	令和8年2月3日（火）17時
3	参加資格結果の通知	令和8年2月5日（木）
4	質疑書の提出期限	令和8年2月10日（火）17時
5	質疑に対する回答	令和8年2月13日（金）
6	企画提案書の提出期限	令和8年2月18日（水）17時
7	審査会	令和8年3月3日（火）
8	結果通知・公表	令和8年3月4日（水）
9	協定の締結	令和8年4月1日（水）
10	本格運用開始	令和8年4月1日（水）

※上記日程に変更が生じた場合、応募者に通知する。

7. 参加手続き

（1）実施要領等関係図書の公表

- ① 日時：令和8年1月26日（月）
- ② 場所：市ホームページ（<http://city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/sangyoubu/sangyosinkositu/syoukoukanko/22972.html>）

8. 参加表明書等の提出、参加資格結果の通知

（1）提出資料

- ① 【様式1号】参加表明書
- ② 【様式2-1号】参加条件確認書
- ③ 【様式2-2号】業務経歴書
- ④ 【様式3号】個人情報の保護に係る誓約書
- ⑤ 担当者名刺

（2）提出方法

直接持参又は書留（簡易書留も可）による郵送

※郵送の場合は必ず書留（簡易書留も可）とすること。市は普通郵便の郵送により不着となつた場合の責任は一切負わない。

※提出後、本市あて「shoukan@city.osaka-izumi.lg.jp」に件名「【事業者名】和泉市シェアサイクル_参加申込」と記載し、事業者確認用のEメール（以下、「確認用メール」という。）を送信すること。以降、確認用メールアドレス宛に市から各種通知等のEメールを送信する。

(3) 提出場所

和泉市 環境産業部 産業振興室 商工来訪促進担当

住所：和泉市府中町二丁目7番5号（和泉市役所3階2番窓口）

(4) 提出期間

令和8年1月26日（月）9時から令和8年2月3日（火）17時まで（必着）

※受付時間帯は、土日祝を除く9時から17時までの間とする。

※期間中に資料の提出が無い場合は、原則参加資格は無効とする。

(5) 参加資格結果の通知

提出された参加表明書・参加条件確認書を本市が審査し、メールにて参加資格の有無について通知する。

通知予定日：令和8年2月5日（木）

なお、Eメール受信後は直ちに受信確認として返信すること。

9. 質疑書の提出

(1) 提出資料

【様式4号】質疑書 質疑が無い場合でも「質疑なし」の旨を記載し、提出すること。

(2) 提出方法

電子メール（必ず確認用メールアドレスから送信すること）

※件名は「【事業者名】和泉市シェアサイクル_質疑」として送信すること。なお、添付ファイルの受信制限容量は10MBまであるため、必要に応じてオンラインストレージサービス等を利用すること。

(3) 提出先

和泉市 環境産業部 産業振興室 商工来訪促進担当

メール：shoukan@city.osaka-izumi.lg.jp

(4) 提出期間

令和8年2月6日（金）9時から令和8年2月10日（火）17時まで（必着）

(5) 質疑の回答方法

参加資格を有する全事業者に対して確認用メールアドレス宛にEメールにて回答する。

回答予定日：令和8年2月13日（金）

なお、質問内容が重複していると本市が判断したものについては、整理した上で一括して回答する。また、意見表明等本件趣旨からかけ離れたものについては、回答しない。

電子メール受信後は、直ちに受信確認として返信すること。

※なお、市が必要と認めた場合には、市が質疑を追加することがある。

10. 企画提案書等の提出

(1) 提出資料及び提出部数

提出資料	提出部数
① 【様式 5 号】企画提案書届	正本 1 部
② 【様式 6 号】企画提案書	正本 1 部 副本 5 部

(2) 提出方法

直接持参又は書留（簡易書留も可）による郵送

※郵送の場合は書留（簡易書留も可）とする。市は普通郵便の郵送により不着となった場合の責任は一切負わない。

※提出後、本市あて「shoukan@city.osaka-izumi.lg.jp」に件名「【事業者名】和泉市シェアサイクル_企画提案書」と記載し、電子データ（副本）を送信すること。

※企画提案書は PDF 形式で送信すること。添付ファイルの受信制限容量は 10MB までであるため、必要に応じてオンラインストレージサービス等を利用すること。

(3) 提出先

和泉市 環境産業部 産業振興室 商工来訪促進担当

住所：和泉市府中町二丁目 7 番 5 号（和泉市役所 3 階 2 番窓口）

(4) 提出期間

令和 8 年 2 月 16 日（月）9 時から令和 8 年 2 月 18 日（水）17 時まで（必着）

提出後の書類の差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし、提出期間内において、市が承諾又は要請した事項についてはこの限りでない。

11. 企画提案書等の内容

【様式 6 号】に以下の事項を記載し、提出すること。

- (1) 本事業を円滑に実施できる実施体制
- (2) 設備・メンテナンスの充実に対する考え方・取組み
- (3) 事業の運営実績・継続年数
- (4) 本市政策推進へのかかわり、協力に対する考え方
- (5) システムの利便性向上、料金設定、不具合の防止に対する考え方
- (6) 民間等ポートの拡大、利便性のよい駅前ポートの設置等ポートの設置の考え方・進め方
- (7) 利用状況データ及びビッグデータの活用・報告
- (8) 事業開始後のポート、自転車の配置計画
- (9) 採算性向上に対する考え方・取組み
- (10) シェアサイクルの認知度、利用者数向上の取り組み
- (11) その他独自の提案（任意様式でも可）

12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし、和泉市から要請した事項についてはこの限りでない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1事業者につき1案とする。

13. 選定方法及び評価基準

(1) 概要

- ① 協定事業者は書類審査により選考する。
- ② 審査は審査会において、【様式7号】評価表に基づき評価する。
- ③ 審査員1人あたり100点満点とし、審査員3名の合計点（300点満点）を総合得点とする。
- ④ 選定の結果、総合得点が6割以上かつ最も高い者が優先交渉権を得るものとし、協定の交渉を行う。ただし、交渉の段階で不調に帰した場合は、総合得点が6割以上かつ次に高い次点交渉権者と交渉を行う。
- ⑤ 企画提案者が1者のみの場合であっても審査会を実施し、総合得点が6割以上である場合、優先交渉権者として選定の上、協定締結に向けた交渉を行う。
- ⑥ 応募者がなかった場合は、一旦本審査会の実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。
- ⑦ 審査の評価、採点に関する疑義は一切認めないものとする。
- ⑧ 選定結果は参加者すべてに通知し、ホームページに掲載する。

(2) 審査会の開催について

① 概要

開催日 令和8年3月3日（火）

② 実施内容

審査員により評価基準に基づき審査する。

③ 評価基準

別添審査基準表のとおり

※総合得点が6割未満の場合は失格とする。

(3) 選定結果の通知

優先交渉権者の選定後、企画提案者全員に対して文書により通知する。

通知予定日 令和8年3月4日（水）

なお、選定されなかった業者は、通知日の翌日から起算して7日以内に、書面を持参又は郵送により、選定されなかった理由について求めることができ、回答は書面によ

り行う。

(4) 選定結果の公表

優先交渉権者の選定後、下記の内容を本市ホームページで公表する。

- ① 優先交渉権者の名称及び総合得点
- ② 全参加者の名称（辞退、失格等含む申し込み順）
- ③ 全提案者の名称（申込順）
- ④ 全提案者の総合得点（得点順）
- ⑤ 全提案者の採点項目ごとの各委員の点数
- ⑥ 優先交渉権者の選定理由（講評ポイント）
- ⑦ 審査委員の所属及び氏名

※選定されなかった者の社会的地位及び競争上の地位に配慮するため、③と④、③と⑤の対応関係は明らかにしない。

※提案者が2者の場合は、優先交渉権者の得点は公表するが、残りの1者の得点は公表しない。

※⑤と⑦において、各委員の点数と委員名の対応関係は明らかにしない。

14. 選定後の流れ

選定結果により、優先交渉権者に選定された事業者は、仕様書及び企画提案書等に基づいて、本業務について速やかに和泉市担当者と交渉を開始する。交渉過程で、業務の遂行が困難であることが判明した場合や企画提案書の内容について実現できないと判明した場合、和泉市は優先交渉権者との交渉を打ち切り、次点交渉権者との交渉を開始する。なお、和泉市担当者との交渉中又は本業務の履行中に事業者が提案してきた内容よりも、より適した案が浮上した場合は、企画提案書等の内容にその案を加味し微調整を加えながら本業務を実施する場合がある。

15. 失格事項

参加表明者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提案すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合、提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本募集要領に定める事項に違反した場合
- (3) 参加表明書の受付日から協定締結日までに、参加資格要件を欠く事由が発生した場合
- (4) 公正な選定を阻害する事由が発生したと市が判断した場合
- (5) 期限内に企画提案書等の提出ができない場合

※公共交通機関等の運転見合わせ、大幅な遅延等により決められた期限内で対応できない場合の取扱は、事前に連絡があった場合に限り個別に対応する

- (6) 市の指示に従わないとき
- (7) 仕様書を満たしていない場合
- (8) 提出された企画提案書等が仕様書の内容に適合していない場合
- (9) 前各号に定めるものの他、信義に反する行為等により、審査会が失格であると認めた場合

16. 留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本審査会を実施することができないと認めるときは、中止等することがある。なお、この場合において企画提案書等の提出に要した費用を和泉市に請求することはできない。
- (3) 参加表明書提出後に辞退する場合は、審査会の前日までに【様式8号】参加辞退届を提出すること。
- (4) 申請者は、本審査会の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 参加表明事業者等が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、選考を公平に執行することができない場合には、選考の執行中止、又は延期する場合がある。
- (6) 企画提案書に記載した内容は、責任をもって確実に履行すること。
- (7) 企画提案書等の著作権は、企画提案書等を作成した者に帰属する。ただし、協定先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (8) 市が提示する資料は参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して内容を提示すことや使用させることを禁止する。
- (9) 提案内容が達成されない場合は、聞き取りのうえ協定不履行とする場合がある。
- (10) 本審査会に関する情報公開請求があった場合は、和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号）に基づき、提出書類等を公開する場合がある。なお、提案者における競争上の地位及び利害を害すると認められる情報については、非公開となる場合があるため、該当すると考えられる部分については、予め文書により申し出ること。
- (11) 審査結果にかかる異議等は一切認めない。

17. 問合せ先

和泉市 環境産業部 産業振興室 商工来訪促進担当
住所 和泉市府中町二丁目 7 番 5 号 (和泉市役所 3 階 2 番窓口)
E メール shoukan@city.osaka-izumi.lg.jp
電話 0725-99-8123